

食の安全・安心確保基盤整備推進対策（継続）

【60（70）百万円】

対策のポイント

かんがい用水を活用した土壌消毒など、食の安全・安心を確保するための基盤整備に関する新技術導入を支援します。

（食の安全・安心と基盤整備）

- ・ 「水」や「農地」といった生産基盤は、安全・安心な食料を供給するための産地の取組の基礎的な条件として重要です。
- ・ かんがい用水を利用した土壌消毒など基盤整備の成果を活用した新しい技術の普及・定着を促進するための取組が必要です。

政策目標

食の安全・安心に配慮した基盤整備に取り組むモデル地区を3年間で20地区育成

< 内容 >

食の安全・安心を確保するための新技術に関する実証圃の設置・検証、モデル地区に対する技術的な支援、安全・安心を推進する基盤整備にかかる情報の収集提供、廃棄物の効率的な処理に係る支援を実施し、食の安全・安心に配慮した基盤整備を推進します。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 民間団体、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等
2. 補助率 1 / 2（廃棄物の効率的な処理に係る支援）
定額（上記以外）
3. 事業実施期間 平成19年度～平成21年度

[担当課：農村振興局整備部水利整備課（03 - 3501 - 3745（直））]